京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第二十六巻 第二號

昭和三年二月一日發行

論叢

損益勘定に關する一考察……法學博士 上野道輔
法人重複課税立法の分析……法學博士 神戸正雄
利潤成立の機構……文學博士 高田保馬
社會黨の農民獲得運動……法學博士 河田嗣郎
長崎貿易に於ける銅及び銀の支那輸出に就いて……文學博士 矢野仁一

説苑

重農學派の純收入論……法學士 山口正太郎

雜錄

Fairplay誌の批評に應ふ……經濟學博士 小島昌太郎
徳川時代の漁民騷動……經濟學士 黑正巖
紐育倫敦兩資本市場の爭覇……經濟學士 松本佳三
營業收益税の改正法案……經濟學博士 汐見三郎

法令

商工會議所法施行令

長崎貿易に於ける銅及び銀の支那輸出に就いて（下）

矢野仁一

一

銀も亦日本の重要な輸出品であつた。長崎御用書物に[1]「昔年より異國商賣相對にて、金銀の渡高無御構、異國人心次第に金銀いか程にても持渡申候」と言つてあり、銅は寬永十四年（西曆一六三七年、明の崇禎十年）に輸出を禁ぜられ、金はナホッド[2]に據ると、寬永十八年（西曆一六四一年、明の崇禎十四年）に輸出を禁ぜられた。然し銀は猶ほ輸出を禁ぜらるゝに至らなかつた。銀でなければ外國の輸入貨物に對する決濟が出來ない樣になつて居たことは明かである。

然るに銅は正保二年（西曆一六四六年、清の順治三年）に至つて既に其の禁を解かれた。金は寬文三年（西曆一六六三年、清の康熙二年）まで輸出を禁ぜられたが、寬文四年から和蘭人が金を買渡つたことは長崎志[3]に見えて居る。新村博士所藏の長崎根元記[4]に、「寬文四辰年以前は異國江金持渡事御停止也」と言つてある。寬文四年から金の輸出の禁は解かれた樣であるが、それは和蘭のみに對して條件附きに解かれたのであつて、金の輸出の禁が眞に解かれたのは寬文八年（西曆一六六八年、清の康熙七年）であ

1) 通航一覽卷百五十七、長崎港異國通商總括部二十、商法入札市法、
2) Oskar Nachod, ibid, ss. 357, CCI.
3) 長崎志卷九、阿蘭陀船入津并雜事之部、
4) 長崎根元記六七、阿蘭陀え金子渡始而替并間金切り之事、

る。

長崎根元記に前述の如く寛文四年以前に於ては金の外國輸出が禁ぜられて居た樣に述べてあるが、それと同時に「寛文七未年迄は異國ゑ金子渡候儀御停止にて、異國商賣白銀計にて仕る、然處寛文八申年諸方山々より出候白銀次第に減少故、此年より商賣之儀金子を以仕候」と述べてある。寛文四年の金輸出解禁に就いては、同書に「此年(長崎奉行ゑ)阿蘭陀人方より金五百兩兩替之儀御赦免被下候樣にと奉願處に、然らば金子壹兩に付六十八匁之兩替にて可持渡哉、左候はば可遂赦免之由也、阿蘭陀人方より直段は如何程に成共仰に隨ひ可申之旨にて領掌、則其年より初て五百兩願之通被赦免」と見え、當時長崎の相場、金子一兩銀七十八匁であつたのに「和蘭人をして銀六十八匁にて持渡らしむれば、日本として金子一兩に付十匁餘の利潤があつた譯で、和蘭は此の條件を承諾したので、特に其の輸出を許したのである。其の時は金は特に輸出を許されたのであつて、銀は矢張り商賣の本筋として輸出を禁ぜらるゝに至らなかつたのである。

銀が輸出を禁ぜらるゝに至つたのは前述の如く寛文八年で、其の輸出禁止が問題となつたのは、銅のそれよりも、金のそれよりも後れた譯である。私は銅や金の輸出が銀のそれに先だつて問題となつたのは、銀の場合に問題となつた樣な意味に於てではないと考へる。

銀の輸出が問題となつたのは、日本の當局者をして、長崎貿易の制限と云ふことを始めて眞面

目に考へなければならぬ様になさしめたことから言つても、非常に重要な意味がある。

崎陽群談に、糸割符法が破れて長崎貿易が相對貿易となりし爲め、支那人なり和蘭人なりより買入るゝ元直段は次第に高直となり、それだけ之を買入るゝ商人は口銭の高を減じて其の不利を塡補しなければならぬことゝなり、其の結果長崎地下中の助成減少となり、更に長崎の人口減少を來し、漸々一萬人ばかりになりしことを述べ、

第一は異國え相渡り候金銀の員數大分の事に成行候、此儀御吟味有之候處、其節諸國山々より壹年に出候金銀の員數格別多く候よし、如斯にては末々本朝の金銀減し可申とて、其節の奉行に度々御僉儀有之候得共、相替候存寄も無之候歟、數年有之通にて有之候、其内漸く島田久太郎在勤之節、寛文四年阿蘭陀に相渡し金子之兩替を六十八匁に相定め、是にて此間金一ケ年に五百兩程上り候迄にて有之候事、

寛文十一年牛込忠左衞門奉行被仰付、當地に罷越候、老中御列座にて被仰渡候は、其節の躰にては、年々に外國に相渡り候金銀の員數大分の事にて、末々に至り以の外不可然候條、日本の爲御奉公の儀に候間、是非料簡仕、商賣の仕形相改め候様にと被仰渡候由、夫より忠左衞門色々了簡を以て市法貨物商賣の法相究め候、

と言つてある。又古集記[5]にも此の時期に關するものゝ如く、

段々唐人共不自由成る事無之候、就夫、唐人共商賣の儀能考へ毎年來朝して諸色高直に賣、高利をとり、異國に金銀無限持渡る、

と云ふ記事が見えて居る。如何に幕府が當時物價の高直、金銀の濫出に就いて苦慮したかは分かる。

5) 通航一覧卷百五十六、

長崎覺書に、[6]

寛文八年、河野權右衞門、松平甚三郎奉行之節、阿蘭陀唐人に被申渡は、異國より持渡諸貨物、來年より商人共に下直に御買せ被成候間、此段相心得來朝すへき由被申渡、翌年河野權右衞門、唐人阿蘭陀持渡る所の銀高、二十年以來より此年まての分、被遂詮議處に、二十年の銀高六十萬貫目に及、一ヶ年に三萬貫目程なり、日本之山々より掘出す白銀を、銀座にて吹立る丁銀高凡七千貫目に不過、然は異國へ年々無限持渡り候はゞ、日本之銀高次第に減じ、不宜候事之由、就夫長崎に有合地下旅商人共、工夫を以て、異國貨下直に可買取方便を無遠慮書付言上可仕由、町年寄常行司を以被申付、役人ともいよいよ可申出之由、然るにより五ヶ所之商人打寄、及談合といへ共 曾て言上に可及工夫なく、終に書付差上事も無之候、

と見え、長崎御用書物にも[7]略ぼ同様の記事

昔年より異國商賣相對にて、金銀の渡高無御構、異國人心次第に金銀いか程にても持渡申候、然る處 寛文八申年、河野權右衞門様、松平甚三郎様御支配内の節、諸國銀山より出候白銀次第に減少致し、漸く七千貫目に不過候、異國に持渡高二十年の御平均候へは、一ヶ年に三萬貫餘持渡り候、此分にては次第に日本の銀絶可申候、依之、異國に銀子不渡工夫可有之候、第一異國諸色唐人共高直にせり買仕候により、銀子過分に持渡候、長崎商人とも了簡を以、諸色せり不申、下直に買申手立を可仕由、町中に被仰付候に付、役人とも色々穿議仕候得共一として爲何手立も無御座、其通にて被召置候

が見えて居る。如何に當局者がまた銀の輸出を制限せんとして苦心したかは察せられる。幕府が銀の輸出を禁ずるに先だち、支那人和蘭人前の買直段を下直ならしめて、其の輸出制限の目的を達せんとしたことは、長崎記[8]收錄の寛文戊申年唐船入津より長崎在留中覺に、

一、唐船荷物商賣の時分、せり買仕間敷旨、町年寄共より相觸候事

6) 通航一覽卷百五十八、長崎港異國通商總括部二十一、商法歳額船隻幷金銀銅錢、
7) 通航一覽卷百五十七、長崎港異國通商總括部二十、商法入札市法、
8) 通航一覽卷百四十九、商法入津改引用、

と見え、又長崎覺書に、[9]

寛文十庚戌年、唐船阿蘭陀歸帆前に、異國貨物來年より下直に賣せ可被成旨被仰渡候得共、亥年(寛文十一年)入津の代物別て替事も無之、結句高直の相場に賣申候、依之、當年歸帆前に來年よりは彌下直に賣せ可被成候間、心次第渡海可仕由河野權右衛門様被仰渡

と見えて居る。然しそれ位のことでは其の目的を達することが出來べくもなかつたので、遂に銀輸出禁止と云ふ最後の手段に出づることになつたのである。

二

長崎根元記に、[10]

寛文八申年諸方由々より出候白銀次第に減少故此年より商賣之儀金子を以仕候、金子直段之儀は時々の相場にて可相渡之由被仰付候故、金子壹匁に付五十七八匁之相場にて阿蘭陀唐人金子持渡候

と見え、長崎志に[11]和蘭船の長崎入港を叙し、

寛文八庚申年、是迄銀商賣にて年々莫大之銀持歸候故、今年より金商賣に被仰付

と見え、正保事錄にも、[12]

寛文八年、五月覺

異國商賣渡代の儀、只今迄は銀子にて被遣候得共、當年より金子にて阿蘭陀唐船共に被遣候間、其段町中に相觸可申者也、

申五月

右之通被仰付候間、町中家持は不及申、借家店借等迄、長崎に罷下候商人共に、此旨急度相守候樣可申聞候、少も違背仕間

9) 通航一覽卷百四十九、同上、
10) 長崎根元記六七、阿蘭陀え金子渡り始兩替并間金初り之事、
11) 長崎志卷九、阿蘭陀船入津并雜事之部、
12) 通航一覽卷百五十六、長崎港異國通商總括部十九。商法價代金銀等規定、

致候　以上

申五月

と見え、古集記にも、[13]

寛文八年、松平甚三郎奉行の時、白銀毎年異國に相渡さは、日本の銀次第に可減の由にて、是よりオランダ唐人共に金子持渡るへしとて、同十一亥年まで四年の間、白銀御停止にて、金子にて持わたるなり

と見え、又延寶長崎記にも、[14]

寛文八年、御停止物覺書の内

一、跡々は異國へ丁銀持渡候處、寛文八申年度より、銀子御停止にて金子持渡候事、

寛文十一辛亥年二月、唐船歸帆の節船頭より差出手形數ヶ條の内

一、丁銀幷灰吹銀、少も持渡不申候事　通航一覽本に、「按するに前年渡來の船なるべし、是年より又丁銀御渡の事長崎記に見ゆ」との註あり

と見えて居る。

寛文十二年（西暦一六七二年、康熙十一年）、市法商賣法の制定せられし時、幕府は支那の金相場下直にして、支那人が金商賣を迷惑とする事情を知り、特に支那に對して銀商賣を許し、和蘭に對しては依然金商賣となし、金商賣も寛文八年以來の四年間の如く「時々之相場」でなく、寛文四年から同七年までの金子一兩六十八匁替の相場で行はしむることゝしたのである。

長崎根元記に、[15]

13) 通航一覽卷百五十六、長崎港異國通商總括部十九、商法

14) 長崎根元記六七、同上、

一、寛文十二子年牛込忠左衞門、岡野孫九郎支配之節、異國商賣市法と申御仕置に成、其刻阿蘭陀人江被申聞候は、先年黒川與兵衞、島田久太郎江金子持渡度願申候、其節金子一兩六十八匁之兩替に於可請取は赦免可申由被申付之處、其通請合候て段々に大分相調候、右舊例有之候間、阿蘭陀は金商賣に申付候、依之小判之儀古例之通六十八匁にて可請取哉と被申渡之處、奉畏候之旨領承仕、就夫市法之時分大分之商賣金子にて仕也、唐人は金子唐にて下直に御座候故及迷惑候に付、銀商賣に被申付候也

と見えて居る。

三

葡萄牙人は金と同様に銀を輸出した。葡萄牙人が其の日本貿易の末年に於てさへ年々輸出した銀は少からざるものであつた。ケムプェル[15]に葡萄牙貿易の極衰の時期である西暦一六三六年（寛永十三年）に於てすら二千三百五十箱卽ち二百三十五萬兩（二萬三千五百貫目）の銀は、四艘の船で二百八十七人の葡萄牙人及び其の親族眷族と共に長崎からマカオに輸送されたことが見えて居る。

ミュンステルベルヒ[16]は支那では金も產出せぬが、亦銀も產出しない、然し交換の媒介物としては專ら銀は用ゐられ、價値の關係上銀は輸入に有利であり、金は輸出に有利であつて、古い記錄にも支那に於ては銀よりも金の方は容易に買うことが出來ると云ふ記事が屢〻見え、支那人自から金を携帶してマニラに赴き、メキシコ銀と交易し、西班牙人は丁度葡萄牙人は日本から銀を支

15) Engelbert Kaempfer, ibid, II, s. 158.
16) Oscar Münsterberg, ibid, ss. 192, 193, 194, 199, 208, 209, 210, 211, 214.

那に輸入した樣に、マニラから銀を支那に輸入したと云ふこと、銀はメキシコ及びペルより規則正しくヒリピン諸島に輸入され、日本に對して食料品の支拂ひ、支那に對して絹織物の支拂ひ、モルッカズ諸島に對して香料の支拂ひに用ゐられたが、此の銀の貿易は甚だ重要なもので、西暦一七五三年（寶暦三年、清の乾隆十八年）に於ても西班牙の教士が其の布教事業の維持の爲めに、毎年ペルから二百萬ピアステル（千五十萬銀マルク）の銀を積載せる一大貨船をマニラに發送する特權を有して居たと云ふこと、葡萄牙人は日本の銀を支那に於て金と交易し、之を歐羅巴に送りしことは、恰かも西班牙人が支那の金をメキシコ經由に歐羅巴に送りし如くであると云ふこと、金銀等が盛んに日本から輸出されし當時、金銀の比價の關係で、銀は印度及び支那に於て有利に交易せられ、此等の諸國に於て銀は需要多く、一度輸入せられんか、戰爭とか奪掠とかに依る外には、之を取返へす途がなく、マカオの町其のものも全く日本の銀に依つて建設せられ、バタヴヰアの町も亦其の後同じ樣に日本の銀で出來る樣になつたと云ふこと、又西暦一五四二年から同一五五七年までの時期に於て、葡萄牙人や支那人は旣に日本に於て活潑な貿易關係を開くに至つたが、其の輸出品は銀、食料品、家具及び銅より成りしこと、支那人は常に銀を欲求して已まず、金は外國にすらも交付したと云ふこと、銀の西班牙人に依つてメキシコから支那及びマラッカに流入した額は夥だしき數に上つたこと、葡萄牙の商人に取つて、日本に於て銀を得ると云ふことは、金を得るこ

とよりは一層重要であつて、彼等は之を以て支那に於て直ちに再び交易することが出來たと云ふこと、葡萄牙の私商は日本に於て銀を得ることに依つて莫大の利益を得、其の銀はマカオに於て直ちに且つ確實に賣捌かれたと云ふこと、此等葡萄牙の私商はマカオ及び近傍の諸港に殖民し(?)、沿岸貿易を行つて居たのであるが、それには銀は金よりも數層倍要求され、歐羅巴に於ける樣な金に對して非常に有利な關係は、支那の貿易上に於ては、何等の意味もなかつたと云ふこと、西暦十七世紀の三十年間の貿易に於て、マカオに於ける日本よりの輸入は獨り銀より成り、此の銀は更に支那に於て支拂はれたと云ふことなどを述べ、更に進んで西暦一五九九年(慶長四年)から同一六三五年(寛永十二年)まで三十六年間に葡萄牙人に依つて日本から輸出されし銀は五萬四千箱に及び、之に同一六三六年、同一六三七年に輸出されし四千箱を加ふれば總計五萬八千箱卽ち五千八百萬兩、約三億九千萬銀マルクの銀は、日本から葡萄牙人に依つて輸出されし勘定となることと、其の外英吉利人の日本に於ける十二年間の貿易に依つて輸出されし銀は一年二百五十箱、總計三千箱卽ち三百萬兩約二千萬銀マルクに達して居ることを記して居る。[17]

ミュンステルベルヒ[18]に據ると、和蘭人が日本から輸出した銀の額は、葡萄牙人との競爭が止んでから增加し、西暦一六三八年(寛永十五年)から同一六四一年(寛永十八年)までの年々の輸出高は百四十箱に及び、其の最後の年卽ち西暦一六四一年の輸出高をレコードとして、其の後は輸出高

17) Oscar Münsterberg. ibid, ss. 215, 216.
18) Oscar Münsterberg, ibid, s. 216.

は減じ、之に反して金や銅の輸出高は多くなつたが、それでも西暦一六七一年(寛文十一年)まで三十年間の毎年平均の輸出高は五百箱であつたと云ふことである。當時タヴエルニエル[19] (Tavernier) は印度に在りて和蘭船が日本から銀を積載して來たのを目撃したと云ふことである。

當時日本の銀は諸外國羨望の的であつた。ブレイル及びロバートソン二氏のフイリピン諸島誌[20]第十四卷に收錄せる西暦一六〇六年、同一六〇七年のコンデ・デ・レモス等諸宣教師のフイリピン經由日本渡航に關する報告に、フイリピン嶋に於て支那から買つた貨物を日本に振向くれば、日本より巨額の銀は得られ、又之を得ることが出來、それだけ西班牙の國家人民の富の增進となり、少くもペル及びヌエヴア・エスパニヤからフイリピンに銀を輸送することは不必要となり、ヌエヴア・エスパニヤに取つても、ペルに取つても、亦フイリピンに取つても利益となると云ふこと、西班牙の船舶をフイリピンより日本に發送せしむることは、日本の船舶をしてフイリピンに來航せしむるよりは西班牙に取つて利益で、フイリピンよりヌエヴア・エスパニヤに至る危險な長航海に必要なる物品を準備する上から言つても適當で、日本の船舶がフイリピンに來れば、其處で西班牙人が支那人から買つて日本に持つて往つて賣り捌けば利益を得べき支那の商品を、日本人自から直接に支那人から買つて徒らに其の値段を騰貴せしめ、さうして西班牙の船舶が日本に往けば西班牙人の得べき筈である日本の銀を、坐らにして支那人に與へると云ふことになる

19) Oscar Münsterberg, ibid, s. 216.—Tavernier, Beschreibungen der sechs Reisen, innerhalb vierzig Jahren, Genf 1681, müntze s. 5.

20) Blair and Robertson, The Philippine Islands, vol. XIV, Conde de Lemos, passage of minionaries via the Philippinas to Japan, Madrid 1606-1607.

と云ふ意見が述べてある。

四

長崎貿易に於て日本の銀が支那に輸入されしことに就いて參考となることは、西暦十六七世紀間支那人がフイリピン島との貿易に於てヌエヴア・エスパニヤから夥だしき銀を支那に輸入したことである。銀の慾求は實に支那が外國貿易を行つた原動力であつた。支那とフイリピンとの貿易は實に絹、磁器等の支那の貨物と銀との貿易であつた。かくて米大陸の銀は夥だしく支那に輸入したのである。

ブレイル、ロバートソン二氏の編譯になるフイリピン諸島誌と云ふ五十五卷の書は米國がフイリピンを併合してから西班牙時代のフイリピンに關する西班牙語の文書を蒐集、飜譯、出版したものであるが、それに據ると、ヌエヴア・エスパニヤから夥だしき銀がフイリピンを通じて支那に輸入されたことは分かる。既に西暦一五七三年の文書に[21]、支那との貿易は銀を以てしなければならぬ、支那人は何ものよりも銀を尊重して居ると言つてある。同一五七四年の文書[22]には支那人は其のフイリピンに持つて來る絹織物、扇、磁器、唐机、裝飾を施せる箱などに代へて金銀を持出すこと、其の金銀に對する慾望は其の外のものは何も受取らない程鋭利で、フイリピンより持出す金銀の方は四萬「ダカット」(Ducats)を超えたと云ふことであると見え、同一五八六年の文書に[23]、

21) Blair and Robertson, ibid, vol. III, p. 212, Mexico, Dec. 5, 1573, Don Martin Enriquez (Governor of New Spain) to Felipe II.
22) Ibid, vol. VI. p. 226, Mexico, Jan. 9, 1574, Enriquez to Felipe II.
23) Ibid, vol. VI, p. 169, 1586 General Junta of Manila to the Council.

當分葡萄牙人のペル或はヌエヴァ・エスパニャに航海し通商することは禁じなければならぬ、彼等は銀を支那、東印度及び諸外國に持出すから、さうでないと此の地（フイリピン）は破滅するならんと見え、又同年の文書に[24]、四五千「ペソス」内外の銀はヌエヴァ・エスパニャからマニラに來るが、それはマニラから支那と云ふ外國に持出さるゝとか、支那の沿岸一帶より澤山の船舶がフイリピンに來り、莫大の利權、親切な待遇が與へられ、其の販賣品に代へて金銀を受け取つて歸國するのであるから、西班牙人が支那に往つた所で、支那人は憤激の念を抱く筈がないとか、毎年此の地（フイリピン）から支那に出て行く銀は三十萬「ペソス」で、今年は五十萬を超えた、彼等の此の地に持つて來るものは其の國の糟粕で、持つて往くものは西班牙王國の脂肪及び財寶である、貿易に依り與へらるゝ機會を利して澤山の支那人は此處に來るのであるが、かゝる貧弱の地に取つては少からざる損害であるとか、フイリピンから廉價な支那の繻子、緞子其の他の絹織物は磁器、机、箱、扇、傘などの樣なものと共にヌエヴァ・エスパニャに輸入され、西班牙より來る絹織物の價格を壓迫し、多量の銀塊銀貨はフイリピンに持出さるゝが、フイリピンに留まるものは僅かに其の一部分で、其の他は凡て前記の支那貨物を携へて支那からフイリピンに來る支那人に依つて支那に持出さるゝのである、支那人との貿易は金銀だけで出來る、支那人は金銀以外のものはどんな物でも十分以上持つて居ると見えて居る。

24) Ibid, vol. VI, p. 245, 1586, Manila Cabildo to Felipe II; p. 262, 1586, The Audience of Manila to Felipe II; p. 269, 1586, Pedro do Rojas to Felipe II; p. 280, measures regarding trade with China, 1586, June, 17, Madrid, Letter to Felipe II.

同一五九〇年の文書に、[25] 若し西印度より支那への航海が許さるゝならば、此の王國(西印度)の金錢貨幣は擧げて支那　流出し、西班牙には一文も往かない樣になるであらう、支那は非常に大きく、どれ程多額の貨幣を送つても之と交易するだけの貨物を有して居るから、直ちに之を吸收するであらうと見えて居る。同一五九一年の文書には、[62] 支那人が其の本國より携帶せる商品に代へてフィリピンより持出した銀は精々二十萬「ペソス」から三十萬「ペソス」までゞあつたが、現今は土人が奢侈となり支那の絹織物を買ふ樣になつたので、それが二十萬「ペソス」に上る樣になつたと云ふことが見え、此の年マニラ市では支那の絹織物を着ることを禁ずる命令を發したと云ふことである。同一五九七年の文書には、[27] 毎年百萬の金錢がヌエヴア・エスパニャよりマニラに來るが、凡てそれは異敎國の支那に出て往つて仕舞ふと云ふことが見え、同一六二七年の文書[28]には如何なる外國人でも支那人と貿易することを欲する場合には、何時でも其の貿易は全然銀を以て爲さなければならぬ、和蘭人は歐羅巴より銀を持つて來ると云ふことは殆んど出來ない、日本から銀を得る途はあるが、それも支那の商品を以て交易するに非れば出來ないのであるから、一は支那貿易の非常な利益があると云ふこともあり、一は日本に於ける商館を維持することはモルッカズ、アムボイナ其の他の地の諸堡塞の需要品食料品を供給する上から言つても必要であると云ふこともあり、出來得る限りのあらゆる方法を講じ、臺灣島に於ける商館を維持し、支那人と貿

25) Ibid, vol. VII, p. 202, 1690, Portugal to Felipe II.
26) Ibid, vol. VIII, pp. 80-86, Ordinance forbidding the Indians to wear Chinese stuffs.
27) Ibid, vol. X, p. 145, June 24, 1597, Archbishop of Manila to Felipe II.
28) Ibid, vol. XXII, In Advisability of a Spainsh Post on the Island of

易を遂げんとすることは當然で、かくて和蘭人は富力を增し終にマカオを破滅に至らしめ、又フイリピンの從來日本に於て其の投資に對し僅々八九ヶ月間で普通百プロセントの利益を擧げて居た樣な支那の生糸、絹織物の貿易を奪ふに至るであらう、マカオ及びフイリピンの日本に對する此の貿易は西班牙の援助せざるべからざる重要事なることは注意を要す、それは諸印度の銀を費消して、支那に送つて仕辨う樣な危險を伴うものではない、貿易船をリスボンから印度の航路に依つてマカオに航海せしむる樣にすればよい、さうすれば銀は支那から葡萄牙に、又ヌエヴア・エスパニャからフイリピンに、ヌエヴア・エスパニャに輸入さるゝだけの貨物の代價として來る譯である、マカオ及びフイリピンに於ける日本貿易に對する投資の代價は日本自身の銀鑛より出づる銀にて支拂はるゝ譯であると見えて居る。

ブレイル、ロバートソン二氏のフイリピン諸島誌第十九卷に附錄として收錄されて居る東洋諸物產賣買直段書に[29]據ると、支那で價格三十三萬五千「ペソス」の生糸(spun and raw silk of Chan-guei)、繻子、綾緞子、ゴルゴラン(gorgoran)、天鵞絨(velvet)などが、ペルのリマで三百十七萬「ペソス」、殆んど十倍の直段で賣れると云ふことで、西班牙王は之をフイリピンからヌエヴア・エスパニャに舶載せしむることに依つて、每年純利二百萬「ペソス」を收むることが出來ると言つてある。當時支那の生糸、絹織物がどれ程ペル地方で需要されたか、支那に於ける原價は下直であつ

Formosa, Juan Cevicos, Madrid, Dec. 20, 1627.

29) Blair and Robertson, The Philippine Ialands, vol. XIX (1620-1621), Prices of Oriental Products, pp. 304-306.

たに拘はらず、どれだけヌエヴァ・エスパニャなどの銀が支那に流入したかと云ふことも想像される。

猶ほフィリピン諸島誌、西暦一六三〇年の文書には[30]、支那は世界に於て最も强盛な王國で銀は此の國に於て永久に禁錮さるゝ故に、世界の金庫と稱してもよい、支那はメキシコより六十六年間の貿易に依つて得た額より以上の銀がなかつたとしても、世界最富の國となつて居る筈であるのに、支那のメキシコより得たる高は其の銀の大部分を爲すものではない、メキシコ以外の地方よりメキシコより得たる高以上の銀を得て居るのである、支那人は世界の如何なる人種よりも銀に對する貪欲愛着の情が强い、之は傳聞でなく多年の目擊實驗の話であると見え、同一六三七年の文書にも[31]、支那は歐羅巴及び亞細亞の銀の總滙で、ヌエヴァ・エスパニャの銀はフィリピンに運出され、フィリピンより宗教の敵であり、又西班牙王の敵である回敎徒(ムーア)其の他の異敎徒の所有に轉歸し、結局支那に流注して、永久に閉鎖蓄積され、支那の貨物は其の代りに夥たしくヌエヴァ・エスパニャに輸入され、ヌエヴァ・エスパニャよりペルに轉輸され、直段の廉なる爲め其の國中に充積し、高價な西班牙の上等品は其の壓迫を受けて荷主は大損害を免れないと見え、同一六三八年の文書に[32]、西班牙王はマニラ居住の西班牙人に其の資本の一部を以て其の地の商品をヌエヴァ・エスパニャに輸入することを許した結果、サングレイ(Sangleys)(フィリピンに於ける支那商人)及びマカオの

30) Ibid, vol. 23, pp. 193, 194, Fray Juan de Medina, History of the Augustinian Order in the Philippine Islands.
31) Ibid, vol. XXIV, pp. 148, 149, Juan Grau y Monfalcon, Procurator General of Manila, Madrid, 1637.
32) Ibid, vol. XXIX, pp. 70, 71, Admiral Don Hieronimo de Bañuelos y

葡萄牙商人は日々彼等から名義を借り受け、フイリピン、ヌエヴア・エスパニヤ間の貿易を自由に行ふことを得、ヌエヴア・エスパニヤ及びペルに輸送した商品は近年莫大の分量に達し、支那國王は此の貿易に依り登錄せらるゝこともなく、又西班牙王に關税を拂ふこともなく、支那に輸送された銀塊に依つて宮殿を營造するを得たと見え、又西暦一六七〇年から同一六九四年までのセント・アウガスティン教團のフイリピンに於ける活動を書いた同一七一八年の文書[33]にも、支那貿易はヌエヴア・エスパニヤから來る銀の爲めに行はるゝもので、フイリピンを維持する大支柱で、此の地に生命を賦與する血脈である、衣服必要の材料は、精巧なる織物の下襦袢から針及び縫糸までも、又全世界に於て到底模倣の出來ない優秀品として有名な磁器も、又藥品も、豊麗なる繪の具、殊に世界に冠たる朱も支那から來る、磁器の原料及び粘土は印度でも支那に及ばない、廉價で且つ優秀な家具で支那より來ないものはない、殊に日本の製造品は、我等に對して全然貿易を禁ぜられて居る日本と自由に貿易を行ひつゝある支那人に依り支那より輸入せらるゝのであると見えて居る。

五

支那船舶が長崎貿易に依り日本から輸出した銀は如何程であつたか。

新井白石の本朝寶貨通用事略に、根據は明かでないが、正保五年（西暦一六四八年、明の永暦二年、淸の順治五年）から寶永

Carrillo, Relation of the Filipinas Islands.

33) Ibid, vol. XLII, pp. 149, 150, Casimiro Diaz, Manila, 1718. The Augustinians in the Philippines, 1670-1694 (from his Conquistas).

五年（西暦一七〇八年、康熙四十七年）[34]まで外國に輸出した銀の總高を三十七萬四千二百九貫目餘と計算して居る。ナホッドの表に據ると、西暦一六四八年卽ち正保五年から、和蘭人が銀の輸出を禁ぜらるゝに至つた寛文十二年の前年卽ち西暦一六七一年まで十九年間（西暦一六六四年の輸出高を欠く）の銀の總輸出高は、八百五十二萬八百十三兩卽ち八萬五千二百八貫目餘で、之に此の表に缺けて居る西暦一六六四年の輸出を加へても、恐らく九萬貫目を超加することと餘り多くはないであらう。ミュンステルベルヒに據ると、和蘭人は西暦一六四二年（寛永十九年）から、銀の輸出を禁ぜらるゝに至つた年の前年卽ち西暦一六七一年（寛文十一年）まで、毎年平均五百箱を輸出したに過ぎない。之に據ると、正德五年卽ち西暦一六四八年から和蘭人の輸出した銀の總高は一千萬兩卽ち十萬貫目である。十萬貫目は恐らく和蘭人が正德五年以後輸出した銀の最高限を示すものであらう。

さうすると、三十七萬四千二百九貫目から十萬貫目を差引いた二十七萬四千二百九貫目餘は、正德五年から寶永五年まで六十一年間に支那人の輸出した銀の總高となる計算である。

此の間寛文八年から十一年まで四年間、支那人も和蘭人同樣、銀の輸出を禁ぜられたのであるから、詰り支那人は五十七年間に二十七萬四千二百九貫目の銀を日本から輸出した譯である。換言すれば毎年平均四萬八千百八貫九百三十目卽ち四百八十一萬八百九十三兩（四千八百十箱餘）を輸出した譯である。

34) Oskar Nachod, ibid, Beilage, ss. CCVII, CCVIII, Silber-Ausfuhr.

新井白石は寶永六年の上書に於て[35]「慶長六年(西暦一六〇一年)から正保四年(西暦一六四七年)まで四十六年の間、長崎奉行も存せられず候時分に、異國ゟ取行渡し候金銀の數は、正保五年より去年まで六十一年の間に取行候數よりは、猶々多分の事と奉存候」と言ひ、本朝寶貨通用事略に於て、大數を推し量れば百十二萬二千六百八十七貫目餘の銀は輸出したるならんと述べて居る。

前述のミュンステルベルヒの計算に據ると、葡萄牙人に據つて輸出されし高は西暦一五九九年即ち慶長四年から寛永十四年(西暦一六三七年)まで五十八萬貫目、寛永十五年から十八年まで五千六百貫目、寛永十九年から寛文十一年まで十五萬貫目 英吉利人十二年間の日本貿易に依つて輸出されし高は三萬貫目である。和蘭人は西暦一六〇九年(慶長十四年、明の萬曆三十年)始めて日本に渡來してから、ミュンステルベルヒに據ると、西暦一六一〇年、同十一年には一艘も送らず、同一六一二年(慶長十七年、明の萬曆四十年)から始めて少額ながら規則正しき貿易を行ふことになり、次ぎの二十五年間を通じ、毎年平均五百箱總計一萬二千五百箱の銀を輸出し、西暦一六三八年(寛永十五年)から同一六四一年(寛永十八年)まで四年間毎年千四百箱總計五千六百箱の銀を輸出し、同一六四二年からは毎年平均五百箱の銀を輸出し、同一六七一年に及んだと云ふことである。さうすると和蘭人に依つて正保四年即ち西暦一六四七年までに輸出された惣銀高は二萬一千百箱即ち二十一萬一千貫目を超

35) 通航一覽卷百六十五、國書刊行會本三百八十四頁、

加しても餘り多いことはない計算である。ミュンステルベルヒには、西暦一六一二年和蘭が始めて少額ながら規則正しき貿易を行ふことになつた年一年だけの銀輸出高を計算して居ないが、それは計算する程の額ではなかつた樣である。葡萄牙人の慶長四年から正保四年まで、和蘭人の日本貿易を始めし時から正保四年までに輸出した銀高及び英吉利の輸出した銀高の總計は九十五萬六千六百貫目となる譯である。慶長元年(西暦一五九六年)から慶長三年(西暦一五九八年)まで葡萄牙人の輸出した銀高は、ミュンステルベルヒが西暦一五五七年(弘治三年)から同一五九九年(慶長四年)までの毎年の貿易高四百萬マルクの二十五プロセントが銀の輸出高であつたと言つて居る計算に基づき、一兩を六マルク、七五として計算する時は四十四萬四千兩卽ち四千四百四十貫目となる。之を合計すれば九十六萬一千四十貫目となる。之を新井白石の推量せる大數百十二萬二千六百八十七貫目より差引きたる十六萬千六百四十七貫目は慶長元年から正保四年まで支那人の輸出した銀の惣高となる勘定である。(完)